



# きたほ Hot Line 2013.4

発行部数 3,000部 ●平成25年4月号 第453号  
●平成25年4月1日発行 ●毎月1日発行



② 今月の喜多宝人聞かせて!!  
**社長さん 伊藤 靖明さん**  
(株) TAMAMIYA

## 【活動報告】③ 厚生制度連絡協議会及び 役員研修会開催される

仙台3法人会共催セミナー  
「やさしくわかる総務・庶務の実務」セミナー

## 【女性部会】③ 『第8回 法人会全国女性フォーラム愛知大会』 開催します

冬のいちごプロジェクトが終了します

## 【青年部会】③ 『震災遺児への「街頭募金活動」』行いました

## 【タックスQ&A】④ 法人が支出する寄附金の損金算入限度額

## 【ビジネスニュース】⑤ 仕事を楽しむ秘訣

## 【特集記事】⑥ 1500万円までの子や孫への教育資金の 贈与税非課税を創設 平成25年度税制改正大綱決まる

## 【活動報告】⑧ 公益社団法人仙台北法人会 新役員のご紹介

情報満載のホームページをご覧ください。  
<http://www.kitaho.or.jp>

仙台北法人会 検索

Hot Line

発行所 社団法人 仙台北法人会 発行人/会長 菅原一博  
〒9800804 仙台市青葉区大町1丁目1番30号新仙台ビルディング6階  
編集/広報委員会 印刷/南東広告製版  
電話/022(263)0151 FAX/022(268)0205

## 公益社団法人仙台北法人会新役員のご紹介

平成23年度(一部、平成24年度)通常総会において、停止条件付で承認いただいております「公益社団法人仙台北法人会」の新役員は次の通りです。



役職	氏名
代表理事(会長)	菅原 一博
代表理事(筆頭副会長)	佐藤 浩
業務執行理事(副会長)	三浦 忠
〃 (〃)	齋藤 元
〃 (〃)	松本 信義
〃 (〃)	菊田 浩之
〃 (〃)	大川 明雄
〃 (〃)	菅原 裕典
〃 (専務理事)	及川 辰彌

役職	氏名
理事	青澤 誠治
〃	石川 二明
〃	伊藤 眞二
〃	大場 勝彦
〃	小山 正彦
〃	佐々木 勝
〃	鈴木 英信
〃	高平 孝雄
〃	高橋 文蔵
〃	田中 秀穂
〃	荷方 桂子
〃	松田 勝幸
〃	松野 幸悦
監事	後藤 道博
〃	仁科 望
〃	猪股 敏夫

※改正定款第23条(理事の職務及び権限)第7項  
会長・筆頭副会長及び副会長並びに専務理事は、事業年度毎4ヶ月を超える間隔で2回以上、  
自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

ご苦勞様ですが、よろしくお願いたします。

## 事務局は土曜日完全休日となります

平成25年4月1日から、事務局は土曜日完全休日となります。なお、平日の勤務時間は、午前9時から午後5時30分までとなります。(休憩時間は正午から午後1時まで)(停止条件付就業規則改正(案) 平成24年12月19日理事会承認)

### あしがき

早いもので震災から2年という月日が経ちますが、今尚、あまり良くない状況が続いている業界も多いのではないのでしょうか…。

当社に於きましても、震災によって悪い影響が無かったとは言いきれませんが、お付き合いさせて頂いている方々の温かい協力や社員の努力により、今こうして経営のバランスを保つ事が出来ている事に感謝する日々を送っております。

現在当社においては、2~3年後の若い人への事業承継を進めている最中です。

その為にも、良い状態で会社を引き継いでいきたいとの考えから3ヶ年計画を立て、毎年昨対150%を目標に

日々頑張っている所です。

経営移譲が終わり次第、その後は自分のやりたい、試してみたい仕事をしてみよう準備に入っている所です。

今迄を振り返ってみると、私はいつも人に助けられ、人に育てて頂いて今の自分がある事に感謝の気持ち一杯です。

仕事が落ち着き次第、最後の仕事として大人の我儘で犠牲になっている孤児院で暮らす子供達が社会で大きく羽ばたいて行けるような手伝いをしてあげたいと思っております。

泉第二支部幹事  
若生 芳男(株)ワコーファースト商事)

今月の喜多宝人

間かせて!! 社長さん

人に感謝、めぐり合いに感謝。



今回は市内中心部、定禅寺通りの繁華街にある居酒屋TAMAMIYA (たみや)さんを訪ね、親方の伊藤靖明さんにお話を伺いました。

厳しかった高校野球部

私は昭和47年に仙台で生まれ、育ちも仙台です。この店を法人化してまだ2年目ですので、会社代表としては私が初代になります。

私が子供の頃の思い出は、「野球」を抜きにしては語れません。小学生から少年野球チームに所属し、中学・高校・大学と野球を続けました。ポジションはキャッチャー筋でした。(ゴロが取れなかったので(笑))

special interview

様々な道のりの先に

正直に言うと、最初は飲食業に就くつもりは全くありませんでした。大学を卒業して、電機メーカーに就職させて頂いたのですが、当時のサラリーマンの風潮として「年功序列」の様なものが強く、私は少し抵抗感を感じていました。

そして飲食業の世界へ

その後、また違うことも経験してみたいなと思ってた頃、知人から「東京でラーメン店をやらないか」という話があり、仙台で半年勉強した後、修行兼店長というポジションで2年間、東京・八王子でラーメン店を任せられました。

その後、東京の店のチェーン店を立ち上げるために仙台に戻り、名取市内の店で仕事をしていた時、この「たみや」を立ち上げる話を頂き、開店後2年目からこの店に入り

ました。それが10年前のことです。約6年間この店で働き、40歳前に独立をしたいという思いがあり、オーナーに相談をした際「この店をやってみないか」という話を頂き、そこからこの店の代表者になった訳です。

老舗と呼ばれる店づくり

店内には楽天の選手をはじめ、たくさんサインが写真と共に額装されて並んでいる。これも人を大切に思っ、伊藤さんの気持ちの現れなのでしょう。

私の人生は、本当に「人のつながり」でやって来たというのが本音です。一人では何も出来ないと思っ

現在、店の客層としては男女かたよらず、年齢は30〜40代の方が多いですね。この10年間は試行錯誤しながら、データをとり、その時々お客様の要望に合う店づくり、メニューづくりをして来ました。10年経ちましたので、大型店と価格で勝負するのはそろそろ終わりにしようと思っ

趣味のサーフィンも震災後はずっと控えていました。でも、仲間内で今年の5月位からまた海に入ろう、という話をしていくところ。あとはやっぱり野球ですね。大学を卒業してからずっとチームを持ち、現在は監督をやらせて頂いています。お陰様で全国大会へ5回出場させてもらいました。



【株式会社 TAMAMIYA】親方 伊藤 靖明さん 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-1-3 隣・米屋ビル2F TEL 022-215-8558

厚生制度連絡協議会及び役員研修会開催される

去る2月25日(月)、協力会社との「厚生制度連絡協議会」及び「支部役員研修会」が開催されました。協議会では、平成24年度の福利厚生制度の推進策が大同生命保険(株)、AIU保険会社及びアフラックから報告され、各社の普及拡大策では大変良好な成績で、担当推進員や代理店と役員並びに委員の皆様との連携が図られた結果である旨報告されました。



顧問弁護士 犬飼健郎氏



仙台3法人会共催セミナー

「やさしくわかる総務・庶務の実務」セミナー

去る、3月6日(水)戦災復興記念館にて仙台3法人会共催による「やさしくわかる総務・庶務の実務」セミナーが開催されました。講師に(株)人事サポートプラスワン代表取締役でもある経営士の松本健吾さんを迎え、毎年実施しており、全体で72名の参加がありました。

総務や庶務の仕事は幅広く「縁の下」の力持ちとしての役割を担ってききました。多岐にわたる能力を必要とする仕事の心構えやルールなど意識改革のできる内容で、新任の方やベテランの方まで経験は様々でしたが、利益の出せる総務担当を目指したい等、積極的な姿勢の方が多くいらっしゃいました。



青年部会 information

『震災遺児への「街頭募金活動」』行いました

去る、3月2日(土)12:00~15:00「三越前」「藤崎前」の2箇所にて、『震災遺児への街頭募金活動』を行いました。



宮城県内で震災により親を亡くした18歳未満の子供は838人で、その内、両親とも亡くした震災孤児は128人に上るとのことです。(厚生労働省調べ)



国の里親制度とは別に、宮城県としても遺児や孤児が自立するまで資金を援助することとなり、当部会としても昨年度から「宮城県保健福祉部子育て支援課」へ寄附を行っております。

今回は、強風でとても寒い日ではありましたが、3時間に渡りアーケード通行者に対しご協力の呼び掛けを行いました。年月が経つにつれ風化していくと言われておりますが、遺児・孤児に対する募金ということもあってか、若者を中心に強い関心を示していただき、2箇所合計で209,768円という予想をはるかに上るご協力をいただきました。

この募金は、当部会で別に行った「ペットボトル募金活動」の募金額と合わせて、震災遺児・孤児の修学支援等の資金の一部に使用し、ご協力をいただいております。

青年部会会員大募集中!

詳しくはホームページで http://www.yg88.com/

女性部会 information

『第8回 法人会全国女性フォーラム愛知大会』開催します

大会キャッチフレーズ『「信長・秀吉・家康が先輩だ!」 ~未来につなぐ、力ひとつに心ひとつに~』

来る4月11日(木)、女性部会の全国大会「第8回法人会全国女性フォーラム」が名古屋市で開催されます。全国から約1500名の部会員が集い、事業活動の発表や講演会を地元の一般の方も招いて開催します。記念講演会には、メディアや著書で話題の接遇のスペシャリスト平林 都さんをお迎えし、『笑顔の接遇で人生が変わる』と題しお話しいただきます。



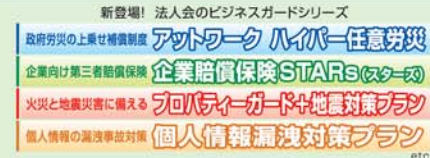
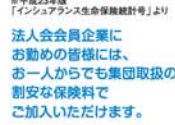
マナー講師：平林 都さん

冬のいちごプロジェクトが終了します

“無理なく節電”を合言葉に女性部会が全国的に取り組んでいる節電活動も2年目の取り組みが終了します。例年になく大雪や寒波に見舞われる中、全国で唯一数値目標つきの要請を受けていた北海道では「7%節電」が終了。原発の再稼働なしで電力不足に陥らずに済んだとの報道がありましたが、私たちがこれまでの効果を加味したうえで、引き続き節電に努めていきたいと思います。



アフラックは「がん保険」も「医療保険」も選ばれて契約件数No.1\*



経営者の情報源

# ビジネスニュース



有限会社サンライズロジテム 取締役社長 瀬谷 春夫

## 仕事を楽しむ秘訣

### ◎給料は我慢料？

昨年、取引先の優秀な若手社員が突然退職しました。あまりにも急なことで、私のところにご挨拶にお見えになったのは退職する前日でした。

彼との出会いは、当社への飛び込み営業です。とにかく名刺を集めてくるように上司から厳命されたらしく、必死の形相に心を打たれました。

退職後、しばらくして彼から連絡があり、一緒に会食することになりました。ずっと気になっていたのは、せつなく苦勞して入社した会社をわずか2年で辞めてしまった理由です。

お互いビールを何杯か飲みながら話をすると、飛び込み営業が嫌になって会社を辞めたことが分かりました。

彼が別の営業部への異動を上司に相談した際、退職を決断するきっかけになった上司の言葉は次の通りです。

「会社は遊園地じゃない！仕事が好きだったら毎朝入場料をもらっている。仕事が辛いからこそ会社はお金を払っている。言われたことをしっかりやれ！」

給料を我慢料と割り切って耐え忍ぶことは、とても辛いことです。働く目的の一つは生活の安定ですが、単に自分の時間を切り売りしているだけなら精神的に消耗してしまいます。同じ仕事でも、楽しくなる方法はあるはずだ。

有名な三人の石切り工の話があります。三人の石切り工が、通りがかった人からそれぞれ何をしているのかを聞かれました。一人目は「生活の為に石を切っているのさ」と答えました。二人目は「最高の技

術で石を切っている」と答えました。そして三人目は「みんなが誇らしく思うような教会を建てている」と答えたのです。

三人とも同じ仕事をしているのに、考え次第で仕事の満足度は全く違うものになります。ワクワクしながら仕事をしているのは、三人目の石切り工です。

仕事は石を切ることかもしれません。ですがその石でできた教会は、その地域の象徴的な建物となり、たくさんの悩める人を救う礎になります。

たとえ自分の命が尽きても、その教会が存在する限り偉大な仕事の成果は多くの人に語り継がれることでしょう。こうした素敵な未来の姿を思い描くことができるのなら、間違っても「生活の為に石を切っているのさ」とは言わないはずだ。

飛び込み営業は、見方を変えればとても幸せな仕事です。会社の看板を利用して、自分のネットワークを広げることができます。訪問数をこなすうちに、自然とコツを身につけることができます。

飛び込み営業を究めれば、どこでも欲しい人材です。独立してから思うように顧客が開拓できれば、ほぼ間違いなく成功します。完全歩合制のセールスマンとして、青天井の年収を稼ぐことも可能です。まさに人生バラ色です。

彼の上司は、飛び込み営業が辛いと言ってきた部下に対して、なぜもっと夢のある話ができなかったのかとも残念です。報酬の意味づけを間違えると、優秀な社員を失うことにつながります。

きなくなってしまいます。

ところが小さな船で魚を竿一本で釣っている個人事業主は、自分が作った仕掛けで釣れた魚は、たとえ小魚でもうれしく思います。もっと言えば、魚を釣る前の仕掛け作りの段階から、ワクワクして楽しい気分です。

大企業という大型漁船で数多くの実績を残してきても、いざ個人事業主になった時、これまでバカにしてきた小魚さえ釣ることができない自分に気付くはずだ。魚をもらうことばかり考えて、本当の仕事の楽しさである魚の釣り方を軽視してきたツケが回ってきた証拠です。

真の安定とは、決して大型漁船に乗っていることではなく、たった一人でも必要な時に必要なだけ魚を獲る方法を身につけることです。

私が転職希望者にアドバイスしたことは次の通りです。

「なかなか転職活動がうまくいかないのであれば、転職活動を一度止めて、自分の得意な分野で個人事業主として独立して下さい。自分の看板で仕事をすると、特に大企業経験者には価値観を見直す絶好の機会になります。」

転職を最終目的とした個人事業を始める場合、成功するかしないかはあまり関係ありません。一番大切なのは、強制的に先の見えない不安の中に身を置くことで、見るもの聞くものすべてを自分の仕事に結び付けて考えられるようになることです。

仕事は与えられるものではなく、自ら進んで作り出すものだを知った時、会社にとって採用したい人材に生まれ変わります。自分で仕事を生み出せる人材は、いつの時代も売り手市場です。

### ◎大企業出身者の挫折

先日、久しぶりにハローワークへ行きました。今後の為に求人登録する方法を職員に聞いて、必要書類をもらって帰ろうとした時、50歳位の男性から突然声をかけられました。

最初は何だろうと思いましたが、立ち止まって話を聞いてみると、私が求人募集をするのと知り、どんな会社か話を聞いてみたいとのことでした。

私も個人的にどんな転職活動をしているのか気になったため、近くの喫茶店で話を聞いてみることにしました。

50歳位の彼はもともとエンジニアで、大手の電機メーカーに勤務していました。退職したきっかけは、会社の早期退職制度です。会社の手厚い保護の元、退職する前には次の転職先を楽々と決めていました。

ところが不幸は転職先で起こりました。新しい職場で自分より経験も技術もない若手が、自分よりも給料が高いことを知って上司に詰め寄ったところ、本当は雇いたくないのに取引関係でしかなく彼を受け入れたことをほめかされ、嫌になって辞めてしまったそうです。

身の上話を聞いた後で、どうしたら転職がうまくいくか教えて欲しいと言われ、アドバイスをしたことは次の通りです。

「転職の障害になっているのは、持っている技術や経験ではなくプライドだと思います。プライドは自分の価値観次第で簡単に変えることができます。」

会社組織を漁業に例えると、大企業は大きな船で組織的に網を利用し、大量の魚を一気に獲るのに似ています。一方、個人事業主は小さな船で魚を竿一本で釣っています。

サラリーマンに慣れてしまうと、魚をもらえるのは当たり前で、他人がどんな魚をもらっているかが気になり、人との比較でしか自分を評価で

# タックス Q&A

～法人が支出する寄附金の損金算入限度額～

**Q** 当社は、今事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度)において、認定特定非営利活動法人(いわゆる認定NPO法人)に対して寄附をしました。一般の寄附金とは税務上の取扱いが異なると聞きましたが、これはどのようなことなのでしょうか。

**A** 法人が支出する寄附金はその支出先によって、損金の額に算入することができる金額(損金算入限度額)の算定の仕方が異なります。国又は地方公共団体に対する寄附金は、その全額が損金の額に算入することができますが、それ以外の寄附金は一定の方法で損金算入限度額を計算します。

ご質問の認定NPO法人に対する寄附金は「特定公益増進法人等に対する寄附金」となりますので「一般の寄附金」(株式会社や任意団体などに対する寄附金)とは別に損金算入限度額の計算をします(同一法人が同一事業年度に特定公益増進法人等に対する寄附金と一般の寄附金をそれぞれ同額寄附した場合、特定公益増進法人等への寄附金の損金算入限度額が一般の寄附金の損金算入限度額よりも多く算定される計算式となっております。)。なお、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から損金算入限度額の計算式が以下のように改正されました。御社は、今事業年度から、改正後の計算式により損金算入限度額を算定することになります。

### 【改正の内容】

#### 1 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額

法人が支出する特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特別損金算入限度額が拡充されました(法人税法施行令第77条の2)。

(算式)

イ 資本等のある法人※1(法人税法施行令第77条の2第1項第1号)

$$\left\{ \left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.375\% \right) + \left( \text{所得の金額} \times 6.25\% \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

↑ 【改正前】  
0.25%
↑ 【改正前】  
5%

ロ 資本等のない法人※2(法人税法施行令第77条の2第1項第2号、法人税法施行規則第23条の3)

所得の金額 × 6.25% ← 【改正前】  
5%

#### 2 一般の寄附金の損金算入限度額

法人が支出する一般の寄附金に係る損金算入限度額が縮減されました(法人税法施行令第73条)。

(算式)

イ 資本等のある法人※1(法人税法施行令第73条第1項第1号)

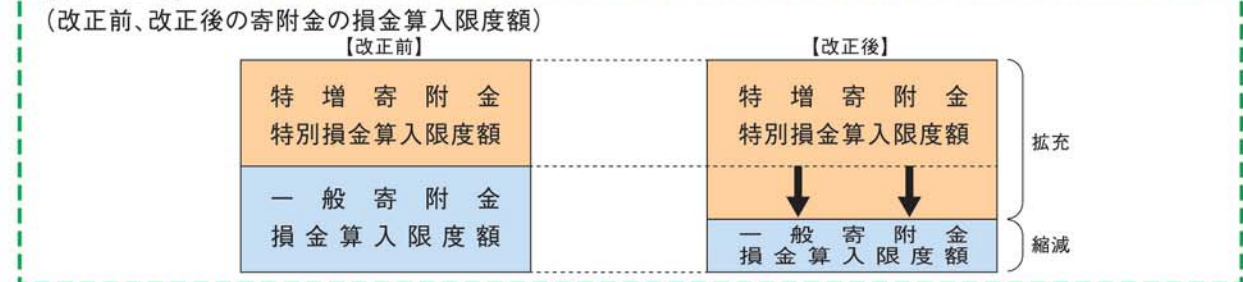
$$\left\{ \left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% \right) + \left( \text{所得の金額} \times 2.5\% \right) \right\} \times \frac{1}{4}$$

↑ 【改正前】  
1/2

ロ 資本等のない法人※2(法人税法施行令第73条第1項第2号、法人税法施行規則第22条の4)

所得の金額 × 1.25% ← 【改正前】  
2.5%

### 《イメージ図》



※1 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの以外のものをいいます。  
※2 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの及び非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人を除きます。)等をいいます。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

法人会のビジネスガード

**Business Guard**

労災対策 賠償事故 火災・地震 個人情報

新登場! 法人会のビジネスガードシリーズ

政府防災の上乗せ補償制度 **アウトソーシング ハイパー任意労災**

企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険 STARS(スターズ)**

火災と地震災害に備える **防火防犯カメラ+地震対策マシン**

個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策マシン**

**AIU保険会社**

エイアイユー インシュアランス カンパニー

東北営業本部

〒980-0811  
宮城県仙台市青葉区一番町2-10-17  
仙台一番町ビル5階  
TEL.022-726-7551 FAX.022-227-0211

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

仙台支社/仙台市青葉区大町1-1-1 TEL.022-221-5486



特集

1500万円までの子や孫への教育資金の贈与税非課税を創設 平成25年度税制改正大綱決まる

平成25年度税制改正大綱が1月29日、閣議決定された。大綱では、「成長と富の創出の好循環へと転換させ、強い経済を取り戻すことに全力で取り組む」としたうえで、民間投資や雇用喚起し持続的成長を可能とする成長戦略に基づく政策税制措置を大胆に講ずるとしている。

個人所得課税

1. 所得税の最高税率の見直し
現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率を創設する。平成27年分以後の所得税について適用する。

2. 住宅税制

住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年末までに認定住宅(長期優良住宅・低炭素住宅)

法人課税

1. 民間投資の喚起と雇用所得の拡大

国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、その生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却、または3%の税額控除ができる制度を創設する。ただし、控除額は登記の法人税額の20%を限度とする。

環境関連投資促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、即時償却の対象資産に「コージェネレーション設備を追加する。研究開発税制の総額型の控除の上限額を当期法人税額の30%(現行20%)に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等を追加する。

労働分配(給与等支給)を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設するとともに、雇用促進税制を拡充し、税額控除

を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充する。

自己資金で認定住宅を取得した場合、及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税について拡充する。

3. 復興支援のための税制上の措置

高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000万円の特別控除等の対象とすることを創設する。

東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかき上げ、600万円に引上げ、平成29年末まで適用する。(現行360万円)

額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引上げる。

2. 中小企業対策・農林水産業対策

商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に、30%の特別償却または7%の税額控除ができる制度を創設する。ただし、控除税額は登記の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間繰越しできる。

実際の損金不算入制度で、中小法人に係る損金算入の特例として、定額控除限度額を800万円(現行600万円)に引き上げ、定額控除限度額までの損金不算入措置(現行10%)を廃止する。

3. 復興支援のための税制上の措置

避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができ

資産課税

1. 相続税・贈与税の見直し
相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」を「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げる。

相続税の最高税率を55%に引き上げる等、税率構造の見直しをする。【表1】

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地の適用対象面積の上限を330㎡(現行240㎡)に拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地(貸付事業除く)の完全併用を可能とする等の拡充を行う。

贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しをする。【表1】

相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引下げ、受贈者に20歳以上の孫(現行は推定相続人のみ)を加える拡充措置を講じる。

消費増税の課題への対応

消費増税については、税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%と2段階での引き上げが予定されているが、大綱では消費増税にあたって次の諸点を明記している。

軽減税率制度については、消費税率の10%引き上げ時に導入を目指す。与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、与党税制協議会に中間報告をする。また、次の諸点について、今年12月予定の平成25年度与党税制改正決定時まで結論を得る。

軽減税率対象・品目、軽減する消費税率、インボイス制度など区分経理のための制度の整備、中小事業者などの事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解、その他、軽減税率導入にあたって必要な事項。

さらに、円滑な価格転嫁を図るために、下請法の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引等流通の分野も含め、力ある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制などが行われないうように、踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要があると大綱では言及している。

Table with inheritance tax details: 相続税の基礎控除, 相続税の税率構造, 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造, 上記以外の贈与と財産に係る贈与税の税率構造.

2. 事業承継税制
非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度(「事業承継税制」)について、適用要件の緩和(雇用確保要件の緩和等)、負担の軽減(利子税の引下げ等)、手続きの簡素化(事前確認の廃止等)など、制度の使い勝手を高める抜本的な見直しを行う。

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者である子や孫(30歳未満に限る)に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置を創設する。

4. 復興支援のための税制上の措置

東日本大震災に係る津波により、甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等を1年延長する。

ただ今、広告募集中!

広告掲載に関する詳細は同封のチラシをご覧ください。

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も選ばれて契約件数No.1\*

Insurance advertisement for Aflac, including logos for Cancer Insurance, Medical Insurance, and Ever insurance.

Aflac logo and contact information for the仙台総合支社 (仙台市青葉区中央1-3-1 エール22階).